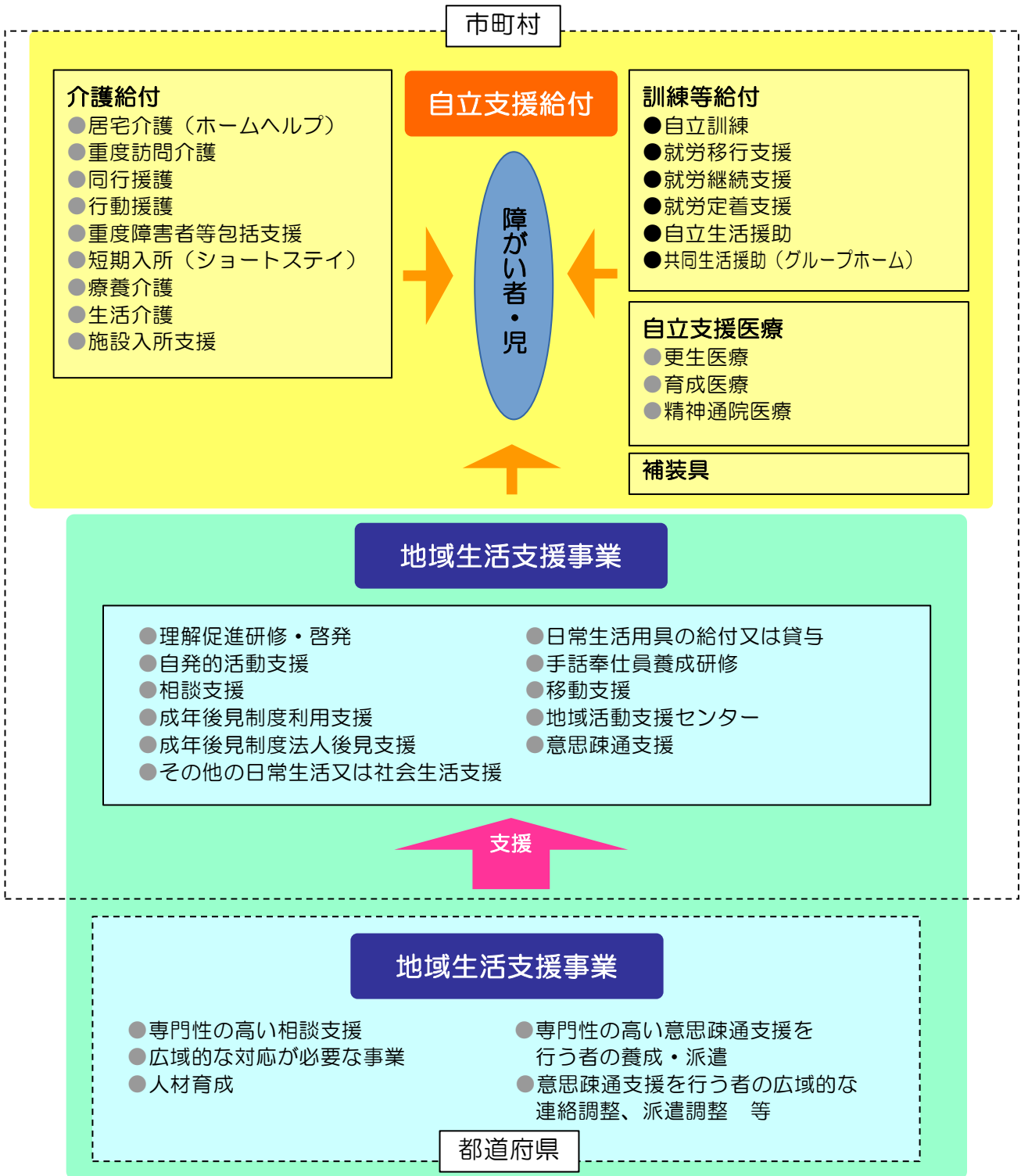


==== 第4章 障害者総合支援法のサービス =====

障害者総合支援法のサービス

障がい者がその能力と適性に応じ自立した生活が送れるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」によるサービスを実施します。

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



障害福祉サービス等の内容

サービスの種類		サービス内容	対象者	
種類	サービスの名称			
介護給付	居宅への訪問や通所利用するサービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴や排せつ、食事の介護などを行います。 ・身体介護(食事、排せつ、入浴など) ・家事援助(食事の準備、掃除、洗濯、買い物など) ・通院等介助(身体介護有・身体介護無) ・通院等乗降介助	在宅障がい者(児)
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。	区分4以上で一定の条件を満たす方
		同行援護	外出時における支援を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な、移動の援護及び視覚的情報の支援(代筆・代読を含む) ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方
		行動援護	自己判断等が制限されている方が行動するときに必要な外出支援を行います(危険回避や社会的に問題のある行為の制止、発作への対応などを含む)。	区分3以上で一定の要件を満たす知的障がい者(児)、精神障がい者(児)
		重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方の中でも、介護の必要性がとて高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的にを行います(家事援助や入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動の援助等が含まれます)。	区分6で、意思の疎通に著しい困難を伴う方であって、以下のいずれかの条件を満たす方 ①四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態で(ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者(児)、(イ)最重度知的障がい者(児) ②80項目の認定調査の行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の方
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、施設に入所できます。	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)
	施設等で昼間の活動を支援するサービス	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、長期の入院により、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。	区分5以上で筋ジストロフィー患者若しくは重度心身障がい者、又は区分6でALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器利用者
生活介護		常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。	区分3以上(50歳以上は区分2以上)で地域や入所施設において、安定した生活を営むために、常時介護が必要な方	

サービスの種類		サービスの名称	サービス内容	対象者	
種類					
介護給付	住まいの場として 受けるサービス	施設入所支援	障害者支援施設等で、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	生活介護を受けている区分4以上(50歳以上は区分3以上)の方等	
		訓練等給付	通所して利用するサービス	自立訓練(機能訓練)	体に障がいのある方が、体をうまく動かすことができるように、訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	障がいのある方が、地域での生活に困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を行います。	入所施設・病院を退所、退院した方等で地域生活への移行を図る上で支援が必要な知的・精神障がい者			
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練を行います。	就労を希望する65歳未満の方で、企業等に雇用が可能と認められる方			
就労継続支援A型	雇用契約等に基づき、就労に必要な知識や能力向上のために訓練を行います。	企業等に雇用されることが困難な65歳未満の方で継続的に就労が可能な方			
就労継続支援B型	生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。	企業等への雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方			
一定期間にわたり行うサービスを 連絡調整等の支援を	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、必要な連絡調整や指導・助言を行います。		就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方	
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。		障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方	
受けるサービス	住まいの場として	共同生活援助(グループホーム)		夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の相談・援助を行います。 ※ 低所得の方には上限額10,000円として家賃助成があります。	障がい者(身体障がい者にあつては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方)

4章 障害者総合支援法のサービス

サービスの種類		サービスの名称	サービス内容	対象者
種類	サービスの名称			
地域相談支援給付	地域生活への移行や定着の支援として受けるサービス	地域移行支援	住居の確保など地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。	障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入院している障がい者及び精神科病院に入院している精神障がい者
		地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。	居宅において単身で生活する障がい者又は家族と同居している障がい者のうち、家族が障がい、疾病のため、緊急時の支援が見込めない状況にある方

障害支援区分と利用可能なサービス

障害支援区分と利用できるサービスの関係は次表のとおりです。利用できる量については、サービスと障害支援区分ごとに基準があります。

サービスの種類		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	居宅介護	○	○	○	○	○	○
	重度訪問介護	×	×	×	○※1		
	同行援護※2	○	○	○	○	○	○
	行動援護	×	×	○※3			
	重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	○※4
	短期入所(ショートステイ)	○	○	○	○	○	○
	療養介護	×	×	×	×	○※5	
	生活介護	×	○※6	○	○	○	○
	施設入所支援	×	×	○※7	○	○	○

※1 区分4以上で次のいずれかに該当する方

(1) 二肢以上に麻痺があり、認定調査の「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれの項目も「支援が不要」以外と認定されている方

(2) 認定調査の行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の方

※2 同行援護アセスメント調査票の調査項目で一定の要件を満たす方

※3 区分3以上で認定調査の行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の方

※4 区分6で意思疎通に著しい困難を有する方で次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方

(1) 重度訪問介護の対象者で四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の方で次の①又は②のいずれかに該当する方

① 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者

② 最重度知的障がい者

(2) 認定調査の行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の方

※5 区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者

区分6でALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

※6 50歳以上の方は、区分2以上で利用可能

※7 50歳以上の方は、区分3以上で利用可能

障がい児の利用可能なサービス

障がい児のサービス利用については、基本的に障害支援区分の認定は行わず、障がい者とは別の方法により支給決定がされます。

居宅介護(ホームヘルプ)	障がいの種類や程度を把握するため、5領域(①食事、②排泄、③入浴、④移動、⑤行動障がい及び精神症状)に関する11項目の調査を行い、支給の可否を決定します。
短期入所(ショートステイ)	※ 短期入所については、単価上の区分1～3が設けられます。
同行援護	同行援護アセスメント調査票の調査項目で一定の要件を満たす方
行動援護	行動援護用に12項目の調査を行い、その合計点数が10点以上の方が利用できます。
重度障害者等包括支援	障がい者と同様に80項目の調査及び四肢すべての麻痺等の有無の調査を行い、審査会に意見を聞いた上で支給の可否を決定します。 ※ 審査会には「対象者となるか」の意見を聞くだけで、障害支援区分が決定されるわけではありません。
重度訪問介護 ※15歳以上が対象	児童相談所が利用することが適当であると判断した場合、「障がい者と同様の手続き(80項目調査→審査会→障害支援区分決定)」により支給の可否を決定します。 ※ 利用可能区分については「障害支援区分と利用可能なサービス」(前頁参照)をご覧ください。

障害福祉サービス等利用のための手続き

1 相談・申請	障がい者福祉課又は各総合支所各社会福祉係でサービスの利用及びサービス等利用計画(案)について相談・申請
↓	
2 サービス等利用計画案の作成依頼	作成を依頼したい相談支援事業所(次頁参照)を決定
↓	
3 障害支援区分認定調査	生活や障がいの状況についての面接調査(80項目の調査)を行うため、各地区の市職員又は相談支援事業所の職員が訪問
↓	
4 医師意見書	意見書を作成するために医療機関(かかりつけ医)を受診
↓	
5 一次判定	認定調査のデータ及び医師意見書の一部項目をもとにコンピュータで判定
↓	
6 市町村審査会・二次判定	障害支援区分認定審査会において、一次判定結果を原案としつつ、特記事項や医師意見書を参考にして判定
↓	
7 障害支援区分の認定	障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度を総合的に表す「障害支援区分」を区分1～6の6段階で認定
↓	
8 サービス等利用計画案の作成	指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、利用者のアセスメントを踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせや支援の方針等を取り決めたサービス等利用計画(案)を作成し、市に提出
↓	
9 サービスの支給決定	サービス等利用計画(案)や申請内容等を参考に、サービスの種類や利用量、モニタリングの期間等を決定し、受給者証を交付
↓	
10 サービス担当者会議	本人、家族、関係機関の担当でサービスについて話し合い、サービス等利用計画を作成
↓	
11 サービス利用・モニタリング	利用者は指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービスの利用申込みや契約を行い、サービスを利用したときは、利用者負担額を指定事業者・施設に支払う。 相談支援専門員は、定期的に環境の変化やサービスの提供状況などを検証するため、モニタリングを行う。

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

久喜市指定特定相談支援事業所一覧

	事業所名	所在地	事業所TEL 事業所FAX	法人（設置者）
1	久喜市障がい者 生活支援センターきらら	〒346-0011 久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内2階	26-4866 26-4870	社会福祉法人啓和会
2	久喜市障がい者 生活支援センターベルパール	〒346-0003 久喜市久喜中央2-4-32 コバヤシビルA棟102	25-2755 29-3885	医療法人大社会
3	相談支援事業所あかり	〒346-0014 久喜市吉羽2-19-63	53-5034 53-5034	特定非営利活動法人 あかり
4	タイム相談支援事業所	〒346-0033 久喜市下清久686-4B-201	24-7330 24-7330	特定非営利活動法人 ハローハンディキャップ ・タイム
5	相談支援事業所まこちゃん	〒340-0202 久喜市東大輪498-4	53-5593 58-2044	特定非営利活動法人 誠会
6	障害者生活支援センターきよく	〒346-0037 久喜市六万部1445	53-8680 22-6880	社会福祉法人啓和会
7	相談支援センターつくし	〒346-0024 久喜市北青柳975-1	26-3150 26-3151	株式会社メルフィス
8	相談支援事業所 未来 久喜	〒346-0016 久喜市久喜東2-5-1 ビューパレー久喜101	26-8377 26-8378	合同会社MAH
9	ケアステーションかとれあ	〒340-0202 久喜市東大輪字菱田1005-3	53-7514 53-7515	株式会社日本クリード
10	LLCくき学園 相談支援事業所 (平成30年6月1日から事業開始)	〒346-0007 久喜市久喜北2-2-54	31-8281 31-8281	合同会社くき学園